

---

論 説

---

# タンズィマート期 アルメニア共同体運営組織の展開 ——ミッレト憲法成立過程の考察から——

上野 雅由樹

## はじめに

19世紀初頭のオスマン帝国において非ムスリムは、宗派ごとの首長を中心に教会組織を通じて緩やかな結びつきを保持することで、「共同体 (millet)」を形成していた。タンズィマート期 (1839–1876) に入ると、非ムスリム共同体の中心に位置したイスタンブルの総主教座や大ラビ座では、合議機関の設置などを通じて共同体の運営方法が改革されていった。このような改革の成果は、「ミッレト憲法<sup>(1)</sup>」の草案としてまとめられた。そして各共同体の草案は、オスマン帝国における法制化改革の流れの中で、1860年代にオスマン政府によって法としての承認を受けることになる。非ムスリム共同体の1つであるアルメニア共同体は、1863年にオスマン政府からアルメニア・ミッレト憲法 (Azkayin Sahmanatrut*iwn Hayots*) の承認を受けている。

政府の承認を受けたアルメニア・ミッレト憲法の正文は99条となる（別表参照）。共同体税と憲法改定に関する計5条項を除けば、その内容は専ら総主教並びに総主教座及び地方に設置される合議機関、すなわち共同体運営組織<sup>(2)</sup>に関係している。では、アルメニア・ミッレト憲法の内容の中心を占める共同体運営組織は、どのような過程で形成され、ミッレト憲法に盛り込まれたのだろうか。これまでにミッレト憲法の成立過程は2つの文脈で扱われてきたが、そのどちらもこの問いには答えていない。

第一にミッレト憲法は、オスマン政府の非ムスリム政策の一環と

表

| 第一草案 (1857年)          |          | 第二草案 (1860年)   | 条項                |
|-----------------------|----------|----------------|-------------------|
| 〈第1部 共同体運営組織〉         |          |                | 条項                |
| 1章 : 共同体議会            | 1-3      | 1章 : イスタンブル総主教 | (第1部: 中央の運営組織)    |
| 2章 : イスタンブル総主教        | 4-9      | 2章 : 聖職者評議会    | 1節: 選考と選任         |
| 3章 : 俗人評議会            | 10-15    | 3章 : 聖職者評議会    | 2節: 職務            |
| 4章 : 聖職者評議会           | 16-23    | 4章 : 俗人評議会     | 8-12              |
| 5章 : 教育委員会            | 24-27    | 5章 : 共同体議会     | 9-13              |
| 6章 : 歐洲学校委員会          | 28-30    | 6章 : 総主教       | 14-19             |
| 7章 : 財務委員会            | 31-46    | 7章 : 聖職者評議会    | 20-26             |
| 8章 : 司法委員会            | 47-51    | 8章 : 俗人評議会     | 27-32             |
| 9章 : 教区委員会            | 52-56    | 9章 : 中央の運営     | 33-37             |
| 10章 : 地方評議会           | 57-65    | 10節: 施設委員会     | 38-50             |
| 11章 : 選舉              | 66-75    | 11節: 収支委員会     | 51-55             |
| 12章 : 全ての合議機關に関する一般規則 | 76-100   | 12節: 司法委員会     | 56-59             |
|                       |          | 13節: 教区委員会     | 60-65             |
|                       |          | 14節: 文書局       | 66-74             |
|                       |          | 15節: 地方議会      | 75-76             |
|                       |          | 16節: 管区長       | 77-79             |
|                       |          | 17節: 地方の合議機關   | 80-83             |
|                       |          | 18節: 教区委員会     | 84-88             |
|                       |          | 19節: 共同体税      | 89-90             |
|                       |          | 20節: 選舉        | 91                |
| 1章 : 選挙法              | 1節: 選挙権  | 21節: 選挙権       | 92-114            |
|                       | 2節: 被選挙権 |                |                   |
| 2章 : 共同体議會議員選挙        |          | 22節: 聖職者議員の選考  | <第2部: 合議機關に関する規定> |
| 3章 : 総主教の選考           |          | 23節: 俗人議員の選考   | 63-64             |
| 4章 : 管区長の選考           |          | 24節: 俗人議員の選考   | 65-84             |
| 5章 : 評議員、委員の選考        |          | 25節: 俗人議員の選考   | 85-89             |
|                       |          | 26節: 俗人議員の選考   | <第3部: 共同体税>       |
|                       |          | 27節: 俗人議員の選考   | 90-93             |
|                       |          | 28節: 俗人議員の選考   | <第4部: 地方の運営>      |
|                       |          | 29節: 俗人議員の選考   | 94-98             |
|                       |          | 30節: 俗人議員の選考   | <第5部: 憲法改定>       |
|                       |          | 31節: 俗人議員の選考   | 99                |

| 第一草案 (1857年)          |          | 第二草案 (1860年)   | 条項                |
|-----------------------|----------|----------------|-------------------|
| 〈第1部 共同体運営組織〉         |          |                | 条項                |
| 1章 : 共同体議会            | 1-3      | 1章 : イスタンブル総主教 | (第1部: 中央の運営組織)    |
| 2章 : イスタンブル総主教        | 4-9      | 2章 : 聖職者評議会    | 1節: 選考と選任         |
| 3章 : 俗人評議会            | 10-15    | 3章 : 聖職者評議会    | 2節: 職務            |
| 4章 : 聖職者評議会           | 16-23    | 4章 : 俗人評議会     | 8-12              |
| 5章 : 教育委員会            | 24-27    | 5章 : 共同体議会     | 9-13              |
| 6章 : 歐洲学校委員会          | 28-30    | 6章 : 総主教       | 14-19             |
| 7章 : 財務委員会            | 31-46    | 7章 : 聖職者評議会    | 20-26             |
| 8章 : 司法委員会            | 47-51    | 8章 : 俗人評議会     | 27-32             |
| 9章 : 教区委員会            | 52-56    | 9章 : 中央の運営     | 33-37             |
| 10章 : 地方評議会           | 57-65    | 10節: 施設委員会     | 38-50             |
| 11章 : 選舉              | 66-75    | 11節: 収支委員会     | 51-55             |
| 12章 : 全ての合議機關に関する一般規則 | 76-100   | 12節: 司法委員会     | 56-59             |
|                       |          | 13節: 教区委員会     | 60-65             |
|                       |          | 14節: 文書局       | 66-74             |
|                       |          | 15節: 地方議会      | 75-76             |
|                       |          | 16節: 管区長       | 77-79             |
|                       |          | 17節: 地方の合議機關   | 80-83             |
|                       |          | 18節: 教区委員会     | 84-88             |
|                       |          | 19節: 共同体税      | 89-90             |
| 1章 : 選挙法              | 1節: 選挙権  | 20節: 選挙権       | 91                |
|                       | 2節: 被選挙権 |                |                   |
| 2章 : 共同体議會議員選挙        |          | 21節: 聖職者議員の選考  | <第2部: 合議機關に関する規定> |
| 3章 : 総主教の選考           |          | 22節: 俗人議員の選考   | 63-64             |
| 4章 : 管区長の選考           |          | 23節: 俗人議員の選考   | 65-84             |
| 5章 : 評議員、委員の選考        |          | 24節: 俗人議員の選考   | 85-89             |
|                       |          | 25節: 俗人議員の選考   | <第3部: 共同体税>       |
|                       |          | 26節: 俗人議員の選考   | 90-93             |
|                       |          | 27節: 俗人議員の選考   | <第4部: 地方の運営>      |
|                       |          | 28節: 俗人議員の選考   | 94-98             |
|                       |          | 29節: 俗人議員の選考   | <第5部: 憲法改定>       |
|                       |          | 30節: 俗人議員の選考   | 99                |

Başbakanlık Osmanlı Arşivi, İrade Meclisi' i Vala, 16736 lef1;  
Azizyan Samanname-i iwn Hayots', Gosdanniböls, 1860;  
Azizyan Samanname-i iwn Hayots', G. Bolis, 1863より作成

して扱われてきた<sup>(3)</sup>。確かにミッレト憲法の内容は、オスマン政府の非ムスリム政策を反映している。しかしそれ以上に、正教徒、アルメニア、ユダヤの共同体ごとの状況を色濃く反映している。そのためミッレト憲法の内容の形成過程を政府の政策という観点のみから説明することは困難である。

第二にミッレト憲法の成立過程は、個別の非ムスリム共同体を扱った研究の中で検討されてきた<sup>(4)</sup>。ただし、アルメニア・ミッレト憲法に関して発表された研究は少なくないとはいえ<sup>(5)</sup>、紹介の域を出るものは依然として限られている。このような研究状況の中で、アルメニア・ミッレト憲法の成立過程を詳細に検討したのがアルティニアンである<sup>(6)</sup>。アルティニアンは、フランス留学から帰国した新アルメニア人と呼ばれる者たちがもたらした西欧思想や、旧来の有力者層と新興の革新派との権力争い、オスマン政府の国政改革や欧米から流入したカトリック、プロテスタント・ミッションの間接的影響に注目し、ミッレト憲法という枠組の誕生を促した歴史的諸要因を明らかにした。だがその研究は、ミッレト憲法という器が誕生した過程を明らかにするにとどまっており、ミッレト憲法の中身が形成された過程を明らかにしたわけではない。

前述したようにアルメニア・ミッレト憲法は、共同体運営組織を主な内容としていた。そのため、アルメニア・ミッレト憲法の内容の形成過程を明らかにするためには、その起草以前に行われた共同体運営方法の改革に遡り、組織の変遷を検討する必要があるだろう。

さて、ミッレト憲法を直接扱ってはいないが、オスマン帝国における非ムスリム共同体の運営に関しては、近年新たな議論が展開されている。以前の研究では、オスマン帝国下の非ムスリム共同体は、15世紀以来、宗教に関係した事柄だけでなく、教育や救貧、司法など様々な領域に関しても自治権を有していたと考えられてきた。これに対し近年の研究では、タンズィマート期以前に非ムスリム共同体が自治的性格を持っていたことに疑問が呈されている<sup>(7)</sup>。このような動向の中で、本稿でタンズィマート期の変化を検討し、アルメニア・ミッレト憲法に見られるような、自治的共同体運営組織が

新たに形成された過程を明らかにすることは、近年の研究の議論を補う意味を持つだろう。

そこで本稿では、史料としてオスマン政府側の文書とアルメニア語新聞<sup>(8)</sup>、アルメニア・ミッレト憲法の2つの草案と正文を用いて<sup>(9)</sup>、ミッレト憲法で確立する共同体運営組織の形成過程と、それを促した総主教座の管轄領域の拡大を追う。以下第Ⅰ章ではミッレト憲法起草以前に行われた改革を概ね時系列に沿って扱う。第Ⅱ章では1857年の第一草案から1860年の第二草案、1863年の正文へと至る過程において、起草以前の改革がミッレト憲法に盛り込まれ、組織として確立していく過程を考察する。以上の過程を通じて、オスマン帝国下の非ムスリム共同体内部構造に生じた変化の一端を明らかにすることが、本稿の目的である。

## I. ミッレト憲法起草以前の改革

オスマン帝国においてアルメニア人は、東部アナトリアを中心に各地に散在し、教会を中心とした地方ごとの共同体を形成していた。これらの地方共同体は教会組織を通じて、アルメニア共同体全体の首長であるイスタンブル総主教と緩やかに結びついていた。こうした従来の共同体に、各種の学校や病院の設立を通じて、19世紀前半に変化が生じることになる。19世紀前半には、イスタンブルの各地にアルメニア人のために、初等教育機関が設立された。総主教座は、1824年と1830年にイスタンブル以外の地域にも学校を設立することを命じた。この命令を受けて地方の各共同体でも次第に初等学校が設立されていった<sup>(10)</sup>。また1830年に総主教座は、修道院内に学校を設立することを命じた<sup>(11)</sup>。イスタンブルでは1834年に聖救い主病院が<sup>(12)</sup>、1838年には中等教育機関であるジェマラン (Jemaran) が設立された<sup>(13)</sup>。後のミッレト憲法正文の第51条から分かるように、聖救い主病院は救貧院や孤児院としての性格を兼ね備えていた。こうして19世紀前半には、それまで信仰の場としての教会を持っていた従来の共同体に、学校や病院が設立されていったのである。

その背景にはカトリックやプロテスタントの宣教活動に対抗する

必要性が存在したと考えられる。彼らはアルメニア共同体に先駆けて、学校や病院を設立していた。カトリックの宣教師は早くから布教の一環として教育活動を行っており、1834年にはプロテスタントの宣教師もイスタンブルに学校を開設していた<sup>(14)</sup>。1831年にはアルメニア共同体から独立して間もないアルメニア・カトリック共同体が病院を建設し始めたという<sup>(15)</sup>。アルメニア総主教座は、信徒の改宗を防ぐために、このような動向に対抗する必要があったのである。

このように総主教座は、学校や病院の設立を通じて改革を進めてきたが、その総主教座の内部では共同体の運営に様々な集団が関与しており、共同体運営を担う整った組織や明確な意思決定方法が存在したわけではなかった。基本的にイスタンブル総主教座は、政府によって任命される総主教を長とし、彼に連なる聖職者集団から構成されていた。しかし実際には俗人も総主教座の運営に積極的に関与していた。19世紀前半には富裕な俗人有力者であるアミラ (amira) が共同体の上流階層として、その財力と政府との結びつきを背景に共同体を支配し、総主教を超える影響力を持つことが多かった<sup>(16)</sup>。一方イスタンブルのアルメニア人の多くは、職業ごとに組織された宗派別の同職組合 (esnaf) に属していた。同職組合の代表は、アルメニア共同体の運営においても各組合のメンバーを代表していた。そしてときには組員を組織して総主教や俗人有力者に対し抗議行動を起こすこともあったという<sup>(17)</sup>。これら行為主体の力関係を調整し、円滑な共同体運営を可能とするために、1840年にはアミラ層と同職組合の代表が主要な推進者となって、総主教座運営組織の改革が始められた。本章では1840年からミッレト憲法起草までに行われた改革を検討する。

### 1. 二十四人委員会と二十七人委員会

アルメニア総主教座では1840年以前から合議によって重要案件が処理されていた。例えば総主教やエチミアズィンのカトリコス（アルメニア教会全体の長）を選考するために、俗人有力者と聖職者から

なる大規模な会議が開催されていたことが確認できる<sup>(18)</sup>。また1834年に学校や病院の運営にあたる委員が選出されたとする研究もあり<sup>(19)</sup>、共同体運営を担う何らかの組織が一時的に結成されていた可能性は否定できない。しかし、同時代史料によって「常設の」合議機関がはじめて確認できるのは、二十四人委員会が設置された1840年のことである。

二十四人委員会はアルメニア共同体の財政管理を目的とした組織である。その設置の契機となったのは、ジェマランの財政管理をめぐる争いだった。総主教がジェマランのためと称してイスタンブルのアルメニア人から資金を徴収したものの、これを校長に渡さなかつたために、ジェマランは財政的に立ち行かず閉鎖に追い込まれた。このような経緯に対し、金銭的負担を担った同職組合層は、自らジェマランを運営するために、各組合から代表を1人ずつ、計24名を選び、委員会を組織した<sup>(20)</sup>。この委員会は、同職組合層が定めたと見られる二十四人委員会法によれば、ジェマランだけでなく「アルメニア共同体の収支に関する全ての事柄」を担うとされていた。

二十四人委員会法は、俗人有力者の代表格である金融業者及び総主教が共同体の財務や委員の任免に関与することを禁じていた<sup>(21)</sup>。この点は、同職組合層が総主教や金融業者による共同体運営に不満を持っていたことを示している。ところが総主教と俗人有力者は、上述の法に反して委員の選考や財務に介入した。そのため、総主教に不満を持つアルメニア人の、おそらくは同職組合層の一部がオスマン政府に請願書を提出し、さらに総主教座の前で抗議行動を行った。最終的に政府が介入することで抗議行動は解散させられた<sup>(22)</sup>。

抗議行動の事後処理が進められる中で総主教は、別の二十七人委員会を設置するための許可をオスマン政府に求めたという。その際この二十七人委員会は「共同体の教会、病院と他の同様のもの（施設、括弧内引用者、以下同様）に關係した全ての収支を監督するためには、各同職組合によって別々に1人ずつ、27人が選ばれ<sup>(23)</sup>」たものとされており、二十四人委員会と類似した性格を有していた。総主教の要請に対し、オスマン政府は委員会結成を黙認することを

1841年末に決定した<sup>(24)</sup>。総主教は、このような委員会の結成によって、抗議行動に出た同職組合層に対して宥和的な態度を示したと言える。しかし、こうして結成された二十七人委員会は、1842年にオスマン政府により解散を命じられることになる<sup>(25)</sup>。

以上見てきたように、アルメニア共同体における改革の端緒にはジェマランの財政管理をめぐる争いがあった。既に述べたように、アルメニア共同体内には1830年代に中等教育機関や病院などが新しく設立されていた。これらの施設の設立により総主教座は、共同体運営上の新たな職務と金銭的負担を負うことになった。そのため総主教座は、アミラ層だけでなく同職組合にもその負担を負わせるために、彼らを制度内に取り込むことを強いられた。その結果、共同体の財務を担う委員会が二度にわたって設置されたのである。

一方詳細な情報は得られないが、後代の史料は、二十四人委員会が設置されたのと同じ1840年に司法委員会が設置されたことを伝えている<sup>(26)</sup>。オスマン帝国の非ムスリムに関して詳細な記述を残したイタリア系フランス人のウビチーニによれば、総主教代理が司法委員会の長を務めており、彼の家で法廷が開かれていたという<sup>(27)</sup>。また1857年1月の段階では、新たに選ばれた司法委員会のメンバーが『マスイス』紙上で紹介されており<sup>(28)</sup>、同委員会の存在を確認することができる。

## 2. 俗人評議会と聖職者評議会の結成

1847年には、オスマン政府の承認を得て俗人評議会と聖職者評議会が結成された。

ここで予め、なぜ評議会が組織されるにあたって2つに分割される必要があったのかを検討しておきたい。その要因を示唆する記述が、1841年に二十七人委員会が結成される前に発行されたブユルルドゥ（高官の命令）に見られる。このブユルルドゥは「宗教的事柄に関する全ての案件が汝（総主教）によって管轄されること、共同体に関する他の案件と財務も、汝の監督に加えて組織される共同体有力者によって処理されること」を命じている<sup>(29)</sup>。この記述は、

オスマン政府が非ムスリム共同体内部の問題を宗務とそれ以外に区別し、聖職者の領分に俗人が関与することを嫌っていたことを窺わせる<sup>(30)</sup>。俗人の影響力が強いアルメニア共同体では、宗教に関係した事柄にまで俗人が介入する可能性が存在した。このような状況下で、オスマン政府が有した上記の方針が、聖と俗の2つに分けて評議会が組織された理由であったと考えられる。

2つの評議会が組織された直接の契機は俗人有力者間の対立だった。一部の有力者が総主教マドテオス（Madt'ēos）に反発して辞任を求め、マドテオスの側に立つ有力者と対立した。双方の俗人有力者たちが総主教を交えて協議した際、対立を解消する方策として、聖職者評議会と俗人評議会による共同体運営がオスマン政府に提案された。これを受けオスマントルコは、評議会方式がアルメニア共同体を安定させ得るとして両評議会の設置を承認した<sup>(31)</sup>。さらにアルメニア総主教座は、わずか7ヶ条ながら聖・俗両評議会法を作成した。勅令に盛り込まれる形で政府の承認を受けたこの聖・俗両評議会法では<sup>(32)</sup>、2つの評議会は以下のように定められた。

永劫に搖ぎ無きオスマン帝国の忠民たるアルメニア共同体の諸事が、良き秩序と法に基づいて監督されるように、アルメニア総主教たる者の監督下に2つの評議会を創設することが許諾し賜われた。この評議会のうち1つは同職組合の上申によって選ばれた19名の評議員によって構成され、ロゴテト<sup>(33)</sup>（logotet）を任命することで計20名が、共同体に関わる全ての問題の監督を担う。もう一方は、上述の評議会の選考による14名から構成され、儀礼に関する問題の監督を担う<sup>(34)</sup>。

また、両評議会構成員の任期は2年で、議長は総主教が務めることになった<sup>(35)</sup>。

聖・俗両評議会法では、俗人評議会が扱う案件は「共同体に関わる全ての問題」とされた<sup>(36)</sup>。俗人評議会は、1847年に聖職者評議会とともに結婚に関する法を定め、1850年には総主教座が刊行して

いたアルメニア語新聞『ハヤスダン』の新しい編集者を任命するなどの活動をしている<sup>(37)</sup>。また後述するように、教育委員会設置や、地方での改革の推進など、共同体の改革を進める役割も担った。

また1851年の『ハヤスダン』紙の記事は、俗人評議会がある時期までは共同体の財政管理を担っていたことを示唆している。この記事では、新しく評議員が選ばれたことを伝える際、前任者が「任期中に生じた共同体の全ての収入、支出、病院のため、貧民のため、共同体の負債、その他の必要事項のために」努めたことが述べられている<sup>(38)</sup>。前節で述べたように、一時期財務を担当していた二十七人委員会は1842年に解散した。次に財務のみを扱う委員会の存在は、1857年の新聞記事から確認できる<sup>(39)</sup>。その記事は、23名の財務委員が新たに選ばれたことを伝えており、財務委員会が新しく設置されたことが窺われる。以上のことから俗人評議会は、以前存在した二十四人委員会と二十七人委員会を継承し、1857年までは共同体財務を担当していたと考えられる。そしておそらくは、俗人評議会の役割の増大に伴って財務という部分を切り離し、1857年に別個の財務委員会を設置したのである。

聖職者評議会に関しては、これに類似した常設の組織は1847年以前には確認できない。1824年、1826年、1830年に聖職者改革を目的として聖職者の会議が開かれた事実はあるが<sup>(40)</sup>、これらは必要に応じて一時的に開催されたに過ぎないためである。1847年に設置された聖職者評議会の役割に関しては聖・俗両評議会法に「儀礼に関する問題の監督」を行うとあるのみで、詳細は不明である。

ここで注目すべきは、聖・俗両評議会構成員の選出にあたって、後のミッレト憲法の共同体議会に相当する代表者の集まりが開かれていた点である。『ハヤスダン』は、1849年の俗人評議会構成員選出にあたり「全共同体俗人会議が開かれ、そこで全ての同職組合（の代表）によって評議員が選ばれ」たことを伝えている<sup>(41)</sup>。1851年、1853年、1855年には、アミラ、同職組合の代表、その他の名士、ときには聖職者が参加して共同体構成員による会議が開催され、聖・俗両評議会の構成員が選出された<sup>(42)</sup>。また評議員選出以外の目的

でも共同体議は招集されていた。当時の新聞記事によればこの種の会議は、共同体運営をめぐる討議<sup>(43)</sup>、総主教選考<sup>(44)</sup>、新しく選ばれたエチミアズインのカトリコスの承認<sup>(45)</sup>、といった目的で開催されたという。

### 3. 地方での改革

イスタンブルで評議会や委員会が設置されるのと平行して、一部の地方でも評議会等が設置された。『ハヤスダン』紙によれば、イズミトのアルメニア人は1848年に、イスタンブルの俗人評議会と同様のものがイズミトにも組織されることを望んでいる。イスタンブル総主教は、イズミトからの要望を俗人評議会に提案して承認を得た。そしてイズミト及び周辺地域から評議員に適した人物を選ぶことを命じたのだった<sup>(46)</sup>。この事例が示すようにイスタンブルで進められていた共同体運営上の改革は、地方の動向にも影響を与えた。そして総主教座は地方からの要請を受けて、地方での改革を後押ししたのである。

イズミトの事例以前にもいくつかの地域では改革が進んでいた。イズミルでは1841年の時点で地方共同体の代表者を毎年選び、彼らに運営を委ねるという方式が既に慣習化していた。1841年には有力者の集会において共同体の代表者4人、その相談役4人、教会の監督2人、病院担当者1人、学校の監督1人が選ばれている<sup>(47)</sup>。一方カイセリのムンジュスンでは、教会と学校の諸事のために地方評議会が設けられた<sup>(48)</sup>。ヤシでも学校教育の改善や共同体内の争いの調停を目的として代表者が選出されている<sup>(49)</sup>。

イスタンブルの俗人評議会は、ムシュで修道院改革を推進し、修道院評議会の設置を命じている。俗人評議会は、1849年にムシュの聖ガラベド修道院に対して修道院評議会の設置を命じ、その運営、学校、寄付、修道士の財産などに関して、全21条からなる修道院法を定めた<sup>(50)</sup>。この修道院法の適用により俗人評議会は、修道院内外に学校の設立を促すことで、ムシュ周辺のアルメニア人の状況を改善することを目指していた。そして将来的には、ムシュ以外の、

東部アナトリアの諸修道院でも同様の改革を進めることを計画していたという<sup>(51)</sup>。1853年の報告によればムシュ修道院学校の卒業生のうち1人が聖ホハシヌ修道院に、もう1人がムシュの町に教師として任命されており、俗人評議会の意図に沿った進展が確認できる<sup>(52)</sup>。

このように、一部の地方では1840年代から代表者を選出し、彼らに共同体の運営を委ねるという動きが見られた。これらの事例では共通して教会、学校、病院が話題となっている。改革が進められた背景には、教会を中心とした従来の地方共同体が、自分たちの学校や病院を有するようになったという事情があったと考えられるのである。

#### 4. 教育委員会の設置

1853年にはイスタンブル総主教座に教育委員会が設置された。本章冒頭で述べたように、オスマン帝国のアルメニア人の間では19世紀前半から学校教育が普及し始めた。しかし当初は総主教座が各地の学校を一括して監督していたわけではなかった。学校の運営は、概して村や都市の教区といったレベルの、地区毎の宗派別の共同体に依存していた。そのため各地方共同体が教師の給与や学校の維持費を用意できない場合は、学校が閉鎖に追い込まれることもあった。1847年に総主教座が行った調査によれば、ディヤルバクル管区とトラブゾン管区では一部の学校が閉鎖されており、キュタヒヤ、アンカラ、イズミル各管区の学校では専任の教師が不足していたため、司祭が教師職を兼任していたという<sup>(53)</sup>。

このような状況を受けて、1848年にハゴプ・グルジギアン<sup>(54)</sup>(Hagop Grjigian)という名の外交官が、俗人評議会で学校教育を監督する機関の必要性を訴えている。彼によれば、オスマン帝国内のアルメニア人の間で多くの学校が新たに開設されていたものの、特に地方において教育の質は高くななく、中には閉鎖された学校もあった。このような状況は、イスタンブルに監督機関が存在しないことに起因している。それゆえ総主教座は、一定水準の教育を提供するため

に、熱心な教育者を集めて教育方法を議論し、学校の状況を調査するとともに、教科書や法を作成していくべきである、という<sup>(55)</sup>。教育委員会の設置が実現するのは1853年のことである。総主教座は『マスイス』紙を通じて以下のように教育委員会の設置を伝えていく。

この最も重要で繊細な職務（教育への対処）を、このこと（教育）に通じた者の手で、特別な注意をもって遂行するために俗人評議会は、その管轄下に、13名の学識者からなる共同体教育委員会を、常設の形で特別に設置するに値するとみなした。教育委員会の職務は共同体教育の全体的な監督である。すなわち、第一に共同体学校の教育に規則だった方式を付与すること、第二に共同体と学校が必要とする書物を用意すること、第三に、学校の教師を選考し、彼らを監督することである<sup>(56)</sup>。

ミッレト憲法承認以前の段階で教育委員会の活動に関して得られる情報は少ない<sup>(57)</sup>。ただし1854年3月には、教育委員会が俗人評議会に対して聖救い主病院付属学校における農業教育の導入を提案し、承認を受けたことが『マスイス』紙上で報告されており<sup>(58)</sup>、教育委員会が実際に活動を始めたことが確認できる。以上のように、教育委員会が組織された背景にも学校教育の普及という当時のアルメニア人社会の時代状況が存在したのである。

## II. ミッレト憲法の起草から政府の承認へ

これまで見てきたように、ミッレト憲法の起草に先立ってアルメニア総主教座内には、既に共同体運営に必要な新たな組織が設置されていた。1855年には、これら組織の職務や構成員の選考方法を定めるために、総主教座内に起草委員会が設置された。この起草委員会は1857年にミッレト憲法の第一草案を完成させたが、この草案はオスマン政府の承認を得ることができなかった。次に作成された1860年の第二草案は、政府の承認を求めることなく施行された。そ

の後第二草案は修正されて、1863年に正文としてオスマン政府の承認を受けた。ハラティアンによればこのとき完成した正文は、ローザンヌ会議後の1923年に廃止されるまで、アルメニア共同体運営組織のあり方を規定し続けたという<sup>(59)</sup>。

本章ではこれらミッレト憲法の3つの版に基づき、ミッレト憲法起草以前に形成された組織がどのようにミッレト憲法の文言として盛り込まれ、最終的にどのような形で正文として確立していったのかを検討する<sup>(60)</sup>。

### 1. 中核の合議機関

ミッレト憲法の全ての版で聖・俗両評議会と共同体議会は、共同体運営組織の中心に位置づけられている。ミッレト憲法に盛り込まれた聖・俗両評議会は、1847年に設置された同名の評議会を受け継いでおり、共同体議会は、それまで慣例的に開催されていた、前述の共同体構成員による会議を制度化したものである。

俗人評議会の役割はミッレト憲法案修正過程を通じてあまり変化していない。正文第41条では、その役割は、以下のように定められている。

俗人評議会の職務は共同体の世俗的事柄を全体的に監督することである。その義務は、共同体の改革と進歩に配慮すること、その監督下にある委員会によって提出された、共同体に資する提案を注意して検討すること、その重要性を明らかにし、承認すること、あるいは実行への障害の排除に努力することである。

正文の文言では最初に案件を処理するのは監督下にある委員会であり、俗人評議会は各委員会の提案を審議する位置にあったことが分かる。1847年に設置された当初、俗人評議会は財務を含む様々な案件を直接扱っていた。しかし教育委員会（1853年）や財務委員会（1857年）が設置され、それら委員会に職務が委託されたことで、俗人評議会の位置づけは諸委員会をとりまとめるものへと変化していく。

たと考えられる。

聖職者評議会の役割もミッレト憲法案修正過程ではあまり変化しなかった。「共同体の宗教的諸事を全体的に監督する」という聖職者評議会の職務は、具体的には聖職者の任命や育成、宗教的争いの調査、聖職者改革のための法の作成、宗教教育の監督などを行うことと定められた（正文第28、31-33、35、45条）。

共同体議会は、ミッレト憲法起草以前から共同体の俗人有力者、同職組合の代表、聖職者などが開いていた大規模な会議を制度化したものである。1857年の段階では、1. カトリコス選挙への参加、2. 総主教の選出、3. 俗人評議会構成員の選出、4. 聖職者評議会及び諸委員会の報告の吟味とそれに対する意見の表明、5. 重要案件への対応、のために開催されることとされた（第一草案第1条）。第二草案第12条では上記の第4項が削除され、聖・俗評議会間あるいは総主教と評議会の間で生じた不一致の解消、憲法改定のためにも開催されることになった。さらに第二草案同条項では毎年、正文第61条では2年に一度、共同体運営組織全体の報告を聴き、会計報告を監査し、税の使途を確定し、聖・俗両評議会構成員を選出するために、共同体議会を招集することも定められた。

草案が修正される過程で共同体議会の議員の構成は大きく変化した。第一草案第2条で議員は、イスタンブル及びエルサレム総主教代理、聖・俗両評議会、教育委員会、欧州学校委員会、財務委員会の構成員計82名（聖職者18名、俗人64名）とこれら合議機関の構成員となる資格のある186名（聖職者16名、俗人170名：俗人のうち80名はイスタンブルの教区で行われる選挙によって選出され、残り90名は上述の5合議機関によって選ばれる）、地方の代表計30名の合計200から300名とされた<sup>(61)</sup>。第二草案第9、10条では、イスタンブルの教区から選ばれる160名、地方から選ばれる60名、聖・俗両評議会、教育、司法、施設、収支の4委員会、教区委員会の委員長をあわせた100名（この100名は上記のイスタンブル各教区から選出される議員と重複する可能性がある）、そしてその他の有力者（主教、説教師、主任司祭、著名な医師、教師、新聞編集者、国家官僚など）からなるとされ、合計人数

は400名以下とされた。正文第57条によれば、議員数は最終的に聖職者20名、地方の代表40名、イスタンブルの教区から選出される俗人80名の計140名に削減された。当初は総主教座内で選ばれる議員が中心を占めており、以前から開催されていた会議のように、一部の旧来の有力者が優先権を持つ構造が残存していた。最終的にはイスタンブル選出の俗人議員は全て教区民の選挙によって選ばれることになった。

以上見てきたように、共同体運営の中核となる合議機関は、ミッレト憲法起草以前の組織が第一草案の文言に盛り込まれ、草案修正過程において共同体議会の役割と構成が整えられることで、確立した。こうして整備された共同体議会は、アルメニア共同体の意思決定機関として機能していくことになる。

## 2. 総主教座内の諸委員会

第一草案の時点では4つの委員会が存在した。その後の修正過程を通じて、委員会は細分化されていった<sup>(62)</sup>。

前章で詳しく述べることができなかった司法委員会は、総主教代理を委員長とし、聖職者5名と俗人5名（正文では各4名）から構成されることとされている（第一草案第47条、正文第47条）。その役割は第一草案第49条では「共同体の個人間で生じた軽微な争いを調査し、公正に解決すること、当事者を和解させること、当事者間の友好關係を維持すること、地方評議会から届いた訴訟を公平に解決すること」と定められていた。正文第47条では「家庭に関わる争いを解決すること、大宰相府によって総主教座に委ねられた訴訟を付託に応じて調査し、解決すること」へと変更された。実際の活動に関しては詳しい情報が得られないが、1871年9月の報告によれば、それまでの14ヵ月間に司法委員会が扱った案件の数は235件で、婚姻93件、商業46件、不品行43件、名誉に関する案件21件、財産15件、相続11件、その他6件となっている<sup>(63)</sup>。

教育委員会は以下の変遷を経た。第一草案では、4名の聖職者と12名の俗人から構成されていた（第一草案第24条）。委員数は第二草

案第33条では俗人のみ10名、正文第45条では俗人のみ7名へと削減された。その役割は、1853年の設置段階での、教育方法の確定、教科書の準備、教員の能力保証という内容が第一草案に受け継がれた。ただし同草案では、イスタンブルにある学校の監督、財政面での配慮、宗教教育の監督が教育委員会の役割として追加された（第一草案第25条）。第二草案以降宗教教育は、教育委員会ではなく聖職者評議会が監督することとなった。それ以外の点はその後の版に受け継がれ、さらに女子教育の推進や試験の実施などが盛り込まれていった（第二草案第36、37条、正文第45条）。一方欧州学校委員会は、第一草案で新たに登場したもの、その後の版には盛り込まれなかつた。第一草案第29条では、この委員会がオスマン帝国外に居住するオスマン臣民のアルメニア人の学校を監督すると規定されている<sup>(64)</sup>。

財務委員会については、それが、ミッレト憲法第一草案が起草された最中の、1857年に俗人評議会から財務面を切り離す形で組織されたことを前章で確認した。これを受け継いで第一草案の段階では、24名から構成される単独の財務委員会の設置が定められた。財務委員会はその後の修正過程で複数の委員会へと分割されていった。

財務委員会の役割は、第一草案の段階では「総主教座、教会、修道院、病院、学校、貧民基金及び共同体に属する全ての慈善施設の収支を監督すること」とされた（第一草案第32条）。具体的には年ごとの会計報告、予算の確定と共同体税の配分、共同体財産の証書管理があげられている。また修道院学校を創設し、修道院の改革を進めること、遺言を管轄すること、人口記録をとりまとめるに言及されている（第一草案第33、34、41、44-46条）。さらに後の修正過程における財務委員会の分割を考える上では、病院の管理のために（第一草案第39条）、そして修道院、教会などの施設の管理のために（第一草案第40条）、財務委員会がそれぞれ役員を任命することが定められている点は重要である。

第二草案では、財務委員会が収支委員会と施設委員会に分割され、さらに施設委員会の下には修道院管理委員会、病院管理委員会、遺言管理委員会が設けられた。

財務と収支、それぞれの委員会には各10名の委員が割り当てられた（第二草案第38、51条）。収支委員会は、共同体の支出入を管理し、支出入の改善を図り、予算を定める役割を担うこととされた（第二草案第52、55条）。一方の施設委員会は共同体に属する施設や財産の管理と、それら施設の改善を担うこととされた（第二草案第39条）。

修道院管理委員会は、3名の聖職者と4名の俗人から構成され、修道院を共同体の利益に奉仕させることを役割としていた。そのために修道院内にまず学校を、続いて病院、印刷所、図書室を開設させることが計画された（第二草案第41、42条）。前章で述べたように俗人評議会は、ムシュの修道院など東部アナトリアの修道院に学校の設立を命じ、改革を進めていた。第二草案では、このような取り組みをさらに推進するため、独立した委員会が組織された。一方、二十七人委員会や俗人評議会が病院の運営を担ってきたように、ミッレト憲法起草以前の改革では病院の運営が重要な意味を持っていた。これを受けて第二草案の段階では、病院管理委員会という個別の委員会が設置されることになった（第二草案第44、45条）<sup>(65)</sup>。さらに第二草案第46条では、施設委員会の下に、遺言の管理を目的として委員会を設けることが述べられている。こうして、第一草案の段階で存在した財務委員会は、第二草案の段階では5つの委員会へと分割された。そしてこれら5つの委員会は、第二草案と概ね同じ役割を担う組織として、正文に受け継がれていった<sup>(66)</sup>。

以上、総主教座内の諸委員会に関する規定の変化を見てきた。これら委員会に関しても、ミッレト憲法起草以前の組織が第一草案に受け継がれながら、草案修正過程では、役割に応じて財務委員会を分割することで、組織の整備がなされたのである。

### 3. イスタンブルの教区及び地方管区の運営組織

イスタンブル総主教座の運営組織の外部では、イスタンブルの各教区に委員会が、各地方管区には評議会が設置されることになった。

教区委員会に相当する組織はミッレト憲法起草以前には確認できない。第一草案では、教区の説教師あるいは主任司祭を長とし、人

口に応じて4から8名の委員から構成される教区委員会を設置することが定められた（第一草案第52、53条）。委員会の職務は係争の調査と解決、教会財産の管理と支出の改善、教区簿冊の記録とされている（第一草案第54条）。後の版ではいくつかの職務が追加され、正文では以下の形に落ち着いた。

教区委員会は地域により5から12名の委員からなる。教区委員会の職務は、教区民の共同体に関わる事柄の監督、教会と学校の管理、貧民の保護、共同体内で生じた争いの調査と調停である。その義務は、教区教会の美化、男女双方の教育のため教区内に学校を設立するよう努めること、教区の貧しい家族を援助することである（正文第52条）。

さらに教区委員会は、案件に応じて総主教座の教育委員会や施設委員会、司法委員会と直接関係を持つこととされた（正文第54条）。各教区ではそれぞれの教区委員会が、個別の教会や学校の管理を担うことになったのである。

前述のように、ミッレト憲法起草以前にも一部の地方では地方評議会が結成されていたが、ミッレト憲法施行以降は、全ての地方管区に地方評議会が結成されることとなった。第一草案では各大主教管区、主教管区において、管区長を議長とし、聖職者4名と俗人8名（比率が同じならば人口に応じて増減し得る）からなる地方評議会を設置することが計画されている（第一草案第59条）。この地方評議会は、アルメニア人同士の係争の調停や、教会と学校の監督を担った（第一草案第60条）。さらにイスタンブルの教区委員会と同様のものを地方にも設けることが定められた（第一草案第62条）。

第二草案では、第一草案にあった単独の地方評議会の代わりに、聖職者評議会と俗人評議会の2つを設置することが定められた（第二草案第80条）。さらに聖・俗両評議会の全構成員、教区委員会の長、その他の有力者からなる地方議会の設置も定められた（第二草案第75条）。そして同様の組織は正文に受け継がれていった。ただし正

文に見られるように、地方の合議機関は「イスタンブルにあるのと同様に」とされるのみで、詳しい規定がミッレト憲法内で定められているわけではない（正文第96条）。その役割に関しても、イスタンブルと同様とされるのみである（正文第98条）。

前章では、ミッレト憲法起草以前に一部の地方で評議会などの設置が見られたことを確認した。そして本節で見てきたように、アルメニア・ミッレト憲法の草案及び正文では、イスタンブルの教区と地方の管区に画一的な合議機関を設けることが計画されていった。

以上、ミッレト憲法の2つの草案と正文の文言を検討してきた。その結果まず明らかとなったのは、第一草案における共同体運営組織は、前章で扱った改革によって設置されたものを中心としていた点である。次に、6年間の修正過程では、諸委員会や議会の構成などが整備されながらも、基本的には第一草案の内容が継承されていったことも明らかとなった。すなわち、アルメニア・ミッレト憲法正文の内容は、その起草以前の改革を色濃く反映していたのである。

### おわりに

本稿では、アルメニア共同体に見られたタンズィマート前期からの改革動向と、アルメニア・ミッレト憲法の諸草案及び正文の分析を通じて、アルメニア共同体運営組織の形成過程を検討してきた。その結果明らかとなったのは、ミッレト憲法に盛り込まれた共同体運営組織が、1840年来の改革によって徐々に形成されたことである。その背景には、アルメニア人の間で学校や病院の設立が進んだことで、総主教の管轄領域が拡大し、新たな職務に対応することが必要になったという事情が存在していた。そしてこの改革を通じて形成された組織は、ミッレト憲法の第一草案に受け継がれた。その後草案の修正過程を通じて各評議会、委員会の役割が具体的に規定され、管轄内容に応じて財務委員会の細分化が行われていった。すなわち、病院や学校、修道院を管理、監督する必要性に伴う、総主教座の管轄領域の拡大という事情が、19世紀中葉におけるアルメニア共同体運営組織の形成をもたらしたのである。

かつてのオスマン帝国史研究では、非ムスリム共同体は、15世紀以来、宗教儀礼、教育、救貧、司法などの様々な領域に関して自治権を有していたと考えられてきた。しかし近年の研究では、前近代のオスマン帝国において非ムスリム共同体が自治的性格を持っていたことに対して疑問が呈されている。本稿の分析からも、非ムスリム共同体を監督した総主教座に、様々な領域を体系的に管轄する共同体運営組織が形成されたのは、19世紀中葉であったことが判明した。そしてこの共同体運営組織が、最終的にミッレト憲法によって規定されたのである。ミッレト憲法という形での「法制化」という枠組は、西欧思想やオスマン政府の政策に由来しているが、その内容の形成過程においては、19世紀前半に生じた総主教座の管轄領域の拡大とそれに対応する改革が重要な意味を持ったのである。

本稿では、ミッレト憲法の成立過程からアルメニア総主教座と共同体に生じた変化の一端を明らかにした。こうして1863年に成立したアルメニア・ミッレト憲法は、すぐに施行に移されることになる。それ以降総主教座は、共同体議員選挙や共同体税の導入、地方におけるミッレト憲法の施行といった新たな課題に取り組むことになった。このような、ミッレト憲法運用の諸側面を検討することは、今後の課題としたい。

### 註

- (1) 非ムスリム共同体の運営組織を定める法を「憲法」と呼ぶことが適切であるのかに関しては議論の余地があると考えられる。しかし少なくとも本稿で扱うアルメニア共同体では、欧米語の *constitution* に相当する *sahmanatrut‘iwn* の語が意図的に選択されたという点に鑑み、ミッレト憲法と表現する。
- (2) 共同体運営組織全体はミッレト憲法以降 *Azkayin Varch‘ut‘iwn* と呼ばれる。なお本稿で扱う評議会や委員会の名称は、それらの性格に即して日本語訳を行った。
- (3) Roderic H. Davison, *Reform in the Ottoman Empire 1856–1876*, Princeton, 1963; Gülnihâl Bozkurt, *Alman-İngiliz Belgelerinin ve Siyasi Gelişmelerin Işığında*

*Altında Gayrimüslim Osmanlı Vatandaşlarının Hukuki Durumu (1839–1914)*, Ankara, 1989; Salâhi R. Sonyel, *Minorities and the Destruction of the Ottoman Empire*, Ankara, 1993; 佐原徹哉『近代バルカン都市社会史：多元主義空間における宗教とエスニシティ』刀水書房、2003; Cenk Reyhan, “Osmanlı’da Millet Nizamnameleri: Avrupa İle Uyum Sürecinde Rum-Ermeni-Yahudi Cemaat Düzenlemeleri,” *Belgeler*, 27/31, 2006, pp. 33–90.

- (4) 正教徒に関して Jack Fairey, “The Great Game of Improvements: European Diplomacy and the Reform of the Orthodox Church,” Unpublished doctoral dissertation, University of Toronto, 2004; また Gerasimos Augustinos, *The Greeks of Asia Minor: Confession, Community and Ethnicity in the Nineteenth Century*, Kent, 1992. ユダヤ教徒に関して Ilan Karmi, *The Jewish Community of Istanbul in the Nineteenth Century: Social, Legal and Administrative Transformations*, İstanbul, 1996; Hatice Doğan, *Osmanlı Devleti’nde Hahambaşılık Müessesesi*, İstanbul, 2003. また Aron Rodrigue, “The Beginnings of Westernization and Community Reform Among Istanbul’s Jewry, 1854–1865,” in Avigdor Levy (ed.) *The Jews of the Ottoman Empire*, Princeton, 1994, pp. 439–456.
- (5) Murat Bebiroğlu, *Tanzimat’tan II. Meşrutiyet’e Ermeni Nizamnameleri*, İstanbul, 2003; H. M. Ghazaryan, *Arevmtahayeri Sots’ial-Tntesakan ev K’aghak’akan Kats’ut’yuně 1800–1870 t’t*, Erevan, 1967; M. Heratian, *Azkayin Sahmanatrut’iwn*, Ant’ilias, 1959; A [lbert] A [rmenaki] Kharratyan, “Arevmtahayeri Azgayin 《Sahmanadrut’yuně》 (1860–1863),” *Patma-Banasirakan Handes*, 136, 1992, pp. 51–66; Canan Seyfeli, *İstanbul Ermeni Patrikligi (Kuruluşu ve Tarihten Günümüze İdari Yapısı)*, Ankara, 2005; Arus Yumul, “Osmanlı’nın İlk Anayasası,” *Toplum ve Bilim*, 83, 1999/2000, pp. 338–351; Albert Kharratyan, “Dardzyal Arevmtahayeri Azgayin Sahmanadrut’yan Masin,” *Patma-Banasirakan Handes*, 178, 2008, pp. 81–92.
- (6) Vartan Artinian, *The Armenian Constitutional System in the Ottoman Empire 1839–1863: A Study of its Historical Development*, İstanbul, [1988]. トルコ語訳は Vartan Artinian (Zülfü Kılıç tr.), *Osmanlı Devleti’nde Ermeni Anayasası’nın Gelişimi 1839–1863*, İstanbul, 2004.
- (7) Macit Kenanoğlu, *Osmanlı Millet Sistemi: Mit ve Gerçek*, İstanbul, 2004.

- この研究の書評として、上野雅由樹「マージト・ケナンオール著『オスマン帝国のミッレト制：神話と実態』」『東洋学報』88/2, 2006, pp. 01–07。
- (8) 本稿の内容に関する情報を持ち得る史料群であるイスタンブル総主教座文書は、現段階では公開される予定がない（筆者が2006年3月に現イスタンブル総主教に対して行った聞き取り調査による）。そのため本稿ではオスマン政府側の文書と、同時代にイスタンブルで刊行されたアルメニア語新聞 *Hayasdan, Masis*、イズミルで刊行された *Arshaloys Araradean* を主要な史料として用いることとなる。
- (9) *Başbakanlık Osmanlı Arşivi* (BOA), *İrade Meclisi-i Vala* (İ.MVL), 16736 lefl, アルメニア・ミッレト憲法の草案; *Azkayin Sahmanatrut‘iwn Hayots*, *Gosdantnubōlis*, 1860 (聖救い主印刷所 Dbaran Surp P‘rgch‘i で印刷された版を用いた); *Azkayin Sahmanatrut‘iwn Hayots*, G. Bōlis, 1863. 最初の草案に関して Masayuki Ueno, “The First Draft of the Armenian *Millet Constitution*,” *Annals of Japan Association for Middle East Studies*, 23/1, 2007, pp. 213–251.
- (10) 上野雅由樹「19世紀オスマン帝国のアルメニア共同体における学校教育の普及過程」『日本中東学会年報』25/1, 2009, pp.141-164; Hovhannēs Dēr Bedrosian, *Grt‘agan Sharzhumē T‘rk‘ahayots‘ Mēch 1600–1900*, Kahirē, 1983.
- (11) *Sahman Azkayin Zhoghovoy*, *Gosdantnubōlis*, 1830, p. 28.
- (12) この病院に関して Arsen Yarman, *Osmanlı Sağlık Hizmetlerinde Ermeniler ve Surp Pirciç Ermeni Hastanesi Tarihi*, İstanbul, 2001.
- (13) Hagop Levon Barsoumian, “The Armenian Amira Class of Istanbul,” Unpublished doctoral dissertation, Columbia University, 1980, pp. 174–175.
- (14) Artinian, *The Armenian*, pp. 40–41.
- (15) Yarman, *Osmanlı Sağlık*, p. 376. アルメニア・カトリック共同体の独立に関して、上野雅由樹「マフムト2世期オスマン帝国の非ムスリム統合政策：アルメニア・カトリック共同体独立承認の事例から」『オリエント』48/1, 2005, pp. 69–87。
- (16) アミラ層に関して Barsoumian, “The Armenian Amira Class.”
- (17) Artinian, *The Armenian*, pp. 24–29.
- (18) Artinian, *The Armenian*, pp. 28–29.

- (19) Artinian, *The Armenian*, p. 29.
- (20) BOA, İrade Hariciye (İ.HR), 633 lef3, アルメニア共同体の貧者の請願書、[1841年]。
- (21) BOA, İ.HR, 684 lef3, 二十四人委員会法、日付なし。
- (22) BOA, İ.HR, 613, 君主への上奏、1257年ラジャブ月21日（1841年9月7日）。
- (23) BOA, İ.HR, 712 lef1, 最高評議会の報告、[1841年]。
- (24) BOA, İ.HR, 712, 君主への上奏、1257年シャッワール月29日（1841年12月14日）。
- (25) BOA, İrade Mesail-i Mühimme (İ.MSM), 935, 君主への上奏、1258年ズー・アルカアダ月20日（1842年12月23日）。1842年にエチミアズィンのカトリコスが死亡した際、エチミアズィンの側は後任の選考に参加することをイスタンブル総主教座に求めた。この要請に際してオスマン政府は、二十七人委員会にこの件への対応能力が不足しているとみなし、二十七人委員会を解散させたとされている。
- (26) Arshag A. Alböyajian, “Azkayin Sahmanatut‘iwně: Ir Dzakumě ew Gıra-rrut‘iwně,” 1910 Ěntartsag Örats‘oyts‘ S. P’rgchean Hiwantanots‘i Hayots‘, G. Bolis, 1910, pp. 187–188, 509–510.
- (27) A[bdolonyme] Ubicini, *Lettres sur la Turquie*, vol. 2, Paris, 1854, p. 300.
- (28) Masis, no. 257 (1857年1月7日). アルメニア語史料に見られる日付はユリウス暦に基づいている。そのためグレゴリウス暦に変換するためには、本稿の対象年代の範囲では12日足す必要がある。アルメニア語史料の日付を本稿ではグレゴリウス暦に変換して記す。
- (29) BOA, İ.HR, 684 lef1, アルメニア総主教へのブルルドゥの写し、[1841年]。
- (30) オスマントルコがミッレト憲法の起草に際して総主教たちに宛てた1857年の指示書においても、共同体の教会、宗派の法、そして儀礼に関する諸事は聖職者の領分であって、侵害されるべきではないことが指導されている。BOA, İ.HR, 7850 lef2, 総主教への指示書、1274年サファル月28日（1857年10月18日）。
- (31) BOA, İ.MSM, 937, 君主への上奏、1263年ジュマーダー・ウーラー月

9日（1847年4月25日）。

- (32) このことは、次のアルメニア語新聞の記述から読み取ることができ  
る。*Hayasdan*, no. 50 (1847年6月18日), no. 51 (1847年6月26日).
- (33) 正教会総主教の用人であるロゴテト（ロゴフェト）は、同総主教座  
内の要職として知られている。Fairey, “The Great Game,” p. 43. アルメニ  
ア共同体内においてロゴテトがどのような存在だったのかについて詳細  
は不明である。ウビチーニによれば、総主教の次に位置し、総主教不在  
の際に俗人評議会の議長となったという。Ubicini, *Lettres*, vol. 2, p.300.  
1857年草案では総主教座職員を監督し、俗人評議会の決定を記録するな  
どの役割を担うこととされている。BOA, I.MVL, 16736 lef1.
- (34) BOA, I.MSM, 937 lef2, 聖・俗両評議会法、[1847年]。
- (35) *Hayasdan*, no. 56 (1847年7月31日).
- (36) これに続いて儀礼に関わる問題を聖職者評議会が扱うことが述べら  
れており、この「共同体に関わる全ての問題」は宗教的案件を含まない  
と考えられる。BOA, I.MSM, 937 lef2.
- (37) *Hayasdan*, no. 66 (1847年10月9日), 2nd series, no.1 (1850年2月18日).
- (38) *Hayasdan*, 2nd series, no. 90 (1851年11月22日).
- (39) *Masis*, no. 257.
- (40) Matenadaran, Kat'oghikosakan Divan, 48/254; *Sahman Azkayin Zhoghovoyn*,  
Gosdantnubōlis, 1826, pp. 6, 19–21; *Sahman*, 1830, pp. 7–8, 42–46.
- (41) *Hayasdan*, no. 159 (1849年7月21日).
- (42) *Hayasdan*, 2nd series, no. 90; *Masis*, no. 69 (1853年6月1日), no. 180  
(1855年7月19日).
- (43) *Masis*, no. 252 (1856年12月3日).
- (44) *Hayasdan*, 2nd series, no. 23 (1850年6月22日).
- (45) *Arshaloys Araradean*, no. 209 (1844年10月5日). 新しくカトリコスに  
選ばれたネルセスの名を、オスマン帝国内のアルメニア教会においてカ  
トリコスとして言及することが、共同体会議で決定されている。
- (46) *Hayasdan*, no. 85 (1848年2月19日).
- (47) *Arshaloys Araradean*, no. 27 (1841年4月9日).
- (48) *Masis*, no. 60 (1853年3月30日).

- (49) *Arshaloys Araradean*, no. 75 (1842年3月11日).
- (50) BOA, İ.HR, 2784 lef1, 修道院法 [1849年]; *Hayasdan*, 2nd series, no.76 (1851年8月11日), no. 77 (1851年8月16日).
- (51) *Hayasdan*, no. 153 (1849年6月9日).
- (52) *Masis*, no. 50 (1853年1月19日).
- (53) *Hayasdan*, no. 53 (1847年7月10日), no. 61 (1847年9月4日), no. 36 (1847年3月13日), no. 46 (1847年5月22日), no. 48 (1847年6月5日).
- (54) 通訳、外交官としてレシト・パシャに仕えた。
- (55) *Hayasdan*, no. 97 (1848年5月13日).
- (56) *Masis*, no. 92 (1853年11月9日).
- (57) ミッレト憲法承認以後の教育委員会に関しては Pamela J. Young, “Knowledge, Nation, and the Curriculum: Ottoman Armenian Education (1853–1915),” Unpublished doctoral dissertation, University of Michigan, 2001.
- (58) *Masis*, no. 108 (1854年3月2日).
- (59) ただしこの間に、アルメニア・ミッレト憲法はオスマン政府によって何度も停止されている。Kharratyan, “Dardzyal,” pp. 91–92.
- (60) 以下第一草案に関しては BOA, İ.MVL, 16736 lef 1から、第二草案に関しては *Azkayin Sahmanatrut'iwn*, 1860から、正文に関しては *Azkayin Sahmanatrut'iwn*, 1863から情報を得た。各版の構成は別表に示した通りである。なお表現のレベルでは非常に多くの変更点が存在する。本稿で扱うのは、組織の役割を中心とした実質的な変更点のみである。
- (61) 合計人数に幅があるのは、第二草案に見られるように重複が生じる可能性を考慮したためであると考えられる。
- (62) 正文では委員会に関する条項が大幅に減少しているが、これは第二草案の複数の条項が1条項にまとめられたためであり、分量の面では概ね同等である。
- (63) *Masis*, no. 1141 (1871年9月30日). 近年の研究では非ムスリム法廷の存在に疑問が呈されている。Najwa Al-Qattan, “*Dhimmis in the Muslim Court: Legal Autonomy and Religious Discrimination*,” *International Journal of Middle East Studies*, 31/3, 1999, pp. 429–444. しかしタンズィマート期イスタンブルのアルメニア共同体には法廷が存在したと言えるだろう。

- (64) 『マスイス』紙によればこの委員会はパリの学校を担当するとされている。*Masis*, no. 271 (1857年4月15日)。これは、ヴェネツィアのムヒタル修道会が1846年にパドヴァに設立し、後にパリに移転されたムラディアン学校 (James Etmekjian, *The French Influence on the Western Armenian Renaissance 1843–1915*, New York, 1964, p. 95) を指している。
- (65) ここで言う病院が1834年に設立された聖救い主病院を指していることは、以下の新聞記事から確認できる *Masis*, no. 453 (1860年10月25日)。共同体議會議事録や新聞に掲載された会計報告を見る限り、聖救い主病院の財政規模は、総主教座のそれを上回っていた。1861年の予算では、総主教座の支出に24万クルシュ、聖救い主病院の支出には77万2千クルシュが計上されていた。*Adenakrut‘iwnk’ Azkayin Ěnhanur Zhoghovoy*, 1860年11月16日, p. 20。1867年8月分の会計報告では、総主教座の支出は2万334クルシュであり、聖救い主病院の支出は11万2279クルシュだった。*Manzume-i Efkar*, no. 469 (1867年10月2日)。
- (66) 第一草案で財務委員会が担った人口簿のとりまとめは、第二草案以後、総主教座の文書一般を扱う組織として設置される文書局に委ねられた（第二草案第66条）。文書局は通信課（総主教座と外部の遣り取りを扱う）、記録課（合議機関に関する文書を扱う）、人口課（生誕、結婚、死亡などを記録する）の3課に分けられた（第二草案第67条）。この文書局は、正文へと受け継がれていった（正文第13条）。

付記：本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員・東京大学東洋文化研究所）